

サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第18号

サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例

サンビレッジ茜条例(平成18年飯塚市条例第188号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 サンビレッジ茜(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に<u>行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により、サンビレッジ茜の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項、第7条、第8条、第10条、第11条第1項、第14条及び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第6条第1項中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、あらかじめ市長の承認を得た指定管理者。)</u>が特に必要と認めるときは、<u>これを変更し、又は臨時に休館</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 サンビレッジ茜(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に<u>行わせるものとする。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館</u>することができる。</p>

することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、市長は、市の公報紙、ホームページへの掲載等により、広く周知しなければならない。

(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 (略)

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、市の公報紙、ホームページへの掲載等により、広く周知しなければならない。

(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 (略)

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(使用料)

第12条 利用者は、その利用に係る使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を市長又は指定管理者に支払わなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、団体等の利用により必要と認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(友の会会員)

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、団体等の利用により必要と認められる場合は、この限りでない。

4 (略)

(友の会会員)

第13条 (略)

(使用料の減免等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金に係る基準)

第15条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長があらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 (略)

(損害賠償の義務)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

別表(第12条関係)

(1) 人工芝スキー場関連施設

種類	区分	単位	料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第13条 (略)

(利用料金の減免等)

第14条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 (略)

(損害賠償の義務)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表(第12条関係)

(1) 人工芝スキー場関連施設

種類	区分	単位	料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

リフト使用料		(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)
スキーセット料金	(略)	(略)	(略)	人工芝スキー滑走料、道具貸出料及びリフト使用料を含み、入場料を含まない。
	(略)	(略)	(略)	
スーパースレイ使用料	(略)	(略)	(略)	
	(略)		(略)	
ソリ使用料		(略)	(略)	(略)
パットゴルフ使用料		(略)	(略)	(略)
遊具使用料		(略)	(略)	
コインロッカー使用料		(略)	(略)	
シャワー室使用料		(略)	(略)	

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(2) キャンプ施設使用料

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

リフト利用料金		(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)
スキーセット料金	(略)	(略)	(略)	人工芝スキー滑走料、道具貸出料及びリフト利用料金を含み、入場料を含まない。
	(略)		(略)	
スーパースレイ利用料	(略)	(略)	(略)	
	(略)		(略)	
ソリ利用料		(略)	(略)	(略)
パットゴルフ利用料金		(略)	(略)	(略)
遊具利用料金		(略)	(略)	
コインロッカー利用料金		(略)	(略)	
シャワー室利用料金		(略)	(略)	

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(2) キャンプ施設利用料金

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 (略)
- 3 日帰り使用料は、1泊の50パーセント相当額を徴収するものとする。

(3) セントラルロッジ

1 施設使用料

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 宿泊使用料(1泊につき)

区分			料金	備考
(略)	(略)		(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)

(4) 茜ドーム

区分			料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 (略)
- 3 日帰り利用料金は、1泊の50パーセント相当額を徴収するものとする。

(3) セントラルロッジ

1 施設利用料金

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 宿泊利用料金(1泊につき)

区分			料金	備考
(略)	(略)		(略)	(略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)

(4) 茜ドーム

区分			料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。